

鉄道事業法等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)(先議)要旨

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、貨物鉄道事業の参入の許可に係る需給調整規制を廃止する。
- 二、貨物鉄道事業の休廃止の許可制を事前届出制とする。
- 三、貨物鉄道事業の運賃・料金の上限認可制を廃止する。
- 四、鉄道事業者に対し、他の運送事業者との間の貨物の引継ぎ等を円滑に行うための措置を講ずるよう努力義務を課す。
- 五、第一種貨物利用運送事業の参入の許可制を登録制とする。
- 六、貨物利用運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。

- 七、運送取次事業のすべての規制を廃止する。
- 八、一般貨物自動車運送事業の営業区域規制を廃止する。
- 九、一般貨物自動車運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。
- 十、一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送について、一般貨物自動車運送事業の規制を適用する。
- 十一、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車利用運送を行う場合、実運送を行う貨物自動車運送事業者による輸送の安全確保を阻害してはならないこととする。
- 十二、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、苦情の解決等に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に説明又は資料の提出を求めることができることとする。
- 十三、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。